

## 令和5年度(令和4年度分) 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:南相馬市

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	78.9%
全職員	75.4%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	102.7%
本庁課長相当職	98.8%
本庁課長補佐相当職	91.3%
本庁係長相当職	93.4%

#### 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	74.3%
31～35年	90.7%
26～30年	94.6%
21～25年	90.0%
16～20年	90.0%
11～15年	98.3%
6～10年	97.1%
1～5年	96.6%

#### 【説明欄】

給与額が他の職種と大きく異なる医師については差異への影響が大きいことから医師を除いて算出している。

職員扶養手当や住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、受給者に占める男性の割合は扶養手当75.8%、住居手当61.2%である。

女性に比べて男性の方が時間外勤務が長く、一人当たりの時間外勤務手当の平均支給額における男性に対する女性の割合は58.6%となっている。

会計年度任用職員のうち約7割強が女性となっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。

国や県等からの割愛採用者については、勤続年数を通算して算出している。